

重点施策（参考資料）

1 地デジ完全移行に向けた総合対策の実施 関係

平成21年12月時点の地上デジタル放送エリアのめやす
地上デジタル中継局の整備予定
辺地共聴施設の改修等の支援
受信障害対策共聴施設の改修の支援
地域情報通信基盤整備推進交付金を活用した地上デジタル放送の普及推進状況

2 デジタル・ディバイドの解消 関係

ブロードバンド未整備地域の整備促進（四国管内の整備状況）
ブロードバンド未整備地域の整備促進（具体的な取組）

3 地域活性化のためのICT利活用の促進 関係

地域コンテンツの利活用に関する構築モデルのイメージ
総務省 電波利用 電子申請・届出システム
電子申請の普及推移（四国）

4 安心・安全な生活環境の確保 関係

安心・安全な生活環境の確保（四国電気通信消費者支援連絡会（仮称）を設置）
児童・生徒の安心・安全の確保（e-ネットキャラバンの推進）
小型船舶救急連絡システム
非常災害対応のための関係機関の重要通信網の現状

平成21年12月時点の地上デジタル放送エリアのめやす



※放送エリア内であっても、地形やビルなどによって電波がさえぎられる場合や電波の伝搬状態などにより、視聴できないことがあります。

地上デジタル中継局の整備予定 (2009年12月までの開局予定)

徳島県

中継局名	開局(予定)時期
阿南新野	2009年1月
一字東	2009年3月
一字	2009年4月
大歩危	2009年5月
井川井内谷	2009年6月
吾橋	2009年7月
東祖谷山高野	2009年7月
東祖谷山	2009年8月
上勝	2009年9月
佐那河内	2009年9月(NHK)
山城大野	2009年10月
三加茂森清	2009年秋頃
三加茂加茂山	2009年秋頃
海部野江	2009年冬頃

香川県

中継局名	開局(予定)時期
綾上	2009年3月(NHK, KSB) 2009年6月(RNC, RSK, OHK)
土庄	2009年3月
観音寺	2009年7月(NHK, RNC)
引田安戸	2009年8月(NHK)
大内水主	2009年10月(NHK)
仁尾曾保	2009年10月(NHK)
大内丹生	2009年10月(NHK)

愛媛県

中継局名	開局(予定)時期	
	先行局	他の局
南宇和(御荘)	2008年6月 (NHK, RNB, EBC)	2009年5月(ITV, eat)
伊予由良(由良)	2008年6月(NHK, EBC)	2009年5月(ITV, eat)
川内	2008年10月 (NHK, RNB, EBC)	2009年7月(ITV, eat)
小田	2008年12月 (NHK, RNB, EBC)	2009年夏頃(ITV, eat)
吉海	2008年12月 (NHK, RNB)	2009年5月(EBC)
城辺深浦(深浦)	2009年春頃 (NHK, RNB, EBC)	-
西海	2009年春頃 (NHK, RNB, EBC)	-
城川	2009年夏頃 (NHK, RNB, EBC)	2010年(eat) 検討中(ITV)
津島御槇(御槇)	2009年夏頃(NHK)	2009年冬頃(RNB, EBC)
宮窪	2009年夏頃 (NHK, RNB, EBC)	-

愛媛県

北条浅海(浅海)	2009年夏頃(NHK, RNB, EBC)	-
北条立岩(立岩)	2009年秋頃(NHK, RNB, EBC)	-
長浜	2009年冬頃(NHK, RNB, EBC)	-

高知県

中継局名	開局(予定)時期
馬路	2009年1月
北川	2009年1月
物部	2009年2月
窪川琴平	2009年2月(NHK) 2010年春頃(RKC, KUTV, KSS)
窪川興津	2009年3月
大野見	2009年春頃
矢井賀	2009年春頃
土佐葉山	2009年夏頃
東津野	2009年夏頃
池川	2009年夏頃
仁淀	2009年夏頃
東洋野根	2009年夏頃
佐喜浜	2009年夏頃
室戸領家	2009年秋頃
大月弘見	2009年秋頃
小筑紫	2009年秋頃
土佐大月	2009年秋頃
下川口	2009年秋頃

注) 開局(予定)時期は、開局準備の進捗状況等により変更になることがあります。

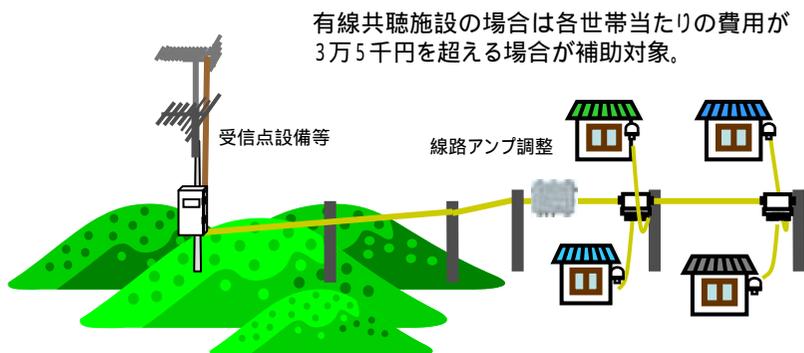
辺地共聴施設の改修等の支援

山間部等においてデジタルテレビ放送を受信するため共聴施設を改修又は新設する者に対して国がその整備費用の一部を補助。特に新たな難視地域において共聴施設を新設する場合の補助率を見直し、支援措置を拡充（補助率：1 / 2 2 / 3）。

1 スキーム

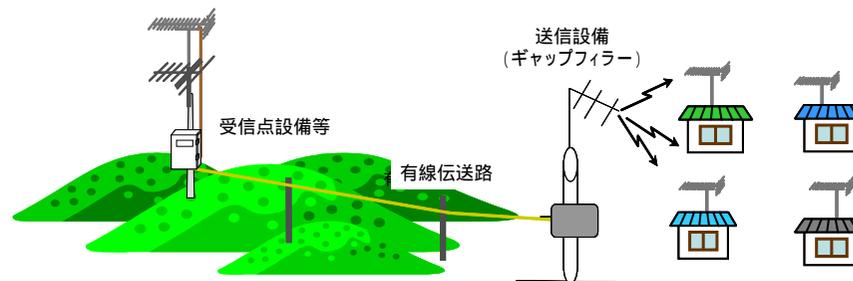
(1) 有線共聴施設の場合

- 事業主体：市町村又は辺地共聴施設の設置者
対象地域：山間部など中継局の放送エリアの外の地域
補助対象：受信点設備の移設費、改修費等
補助率：
既設共聴施設を改修する場合 1 / 2
新たな難視地域において共聴施設を新設する場合 2 / 3



(2) 無線共聴施設の場合

- 事業主体：市町村又は辺地共聴施設の設置者
対象地域：山間部など中継局の放送エリアの外の地域
補助対象：受信点設備、有線伝送路、送信設備等
補助率：
既設共聴施設を改修する場合 1 / 2
新たな難視地域において共聴施設を新設する場合 2 / 3



2 平成21年度予定額 52.1億円

受信障害対策共聴施設の改修の支援

全国に約5万施設、約650万世帯が利用している都市受信障害対策共聴施設については、原因者の特定が困難である等のため、デジタル化が進展していない状況。このため、施設のデジタル化改修を受信者等が行う場合、その負担が著しく過重となるものについて国が改修費用の一部を補助する。また、住民からの要望に基づき受信調査を実施し、デジタル化対応の加速を図る。

1 スキーム

(1) 施設の改修(民間法人等を経由して補助)

事業主体 : 共聴施設の管理者

補助対象 : 受信点設備、幹線設備の改修費等

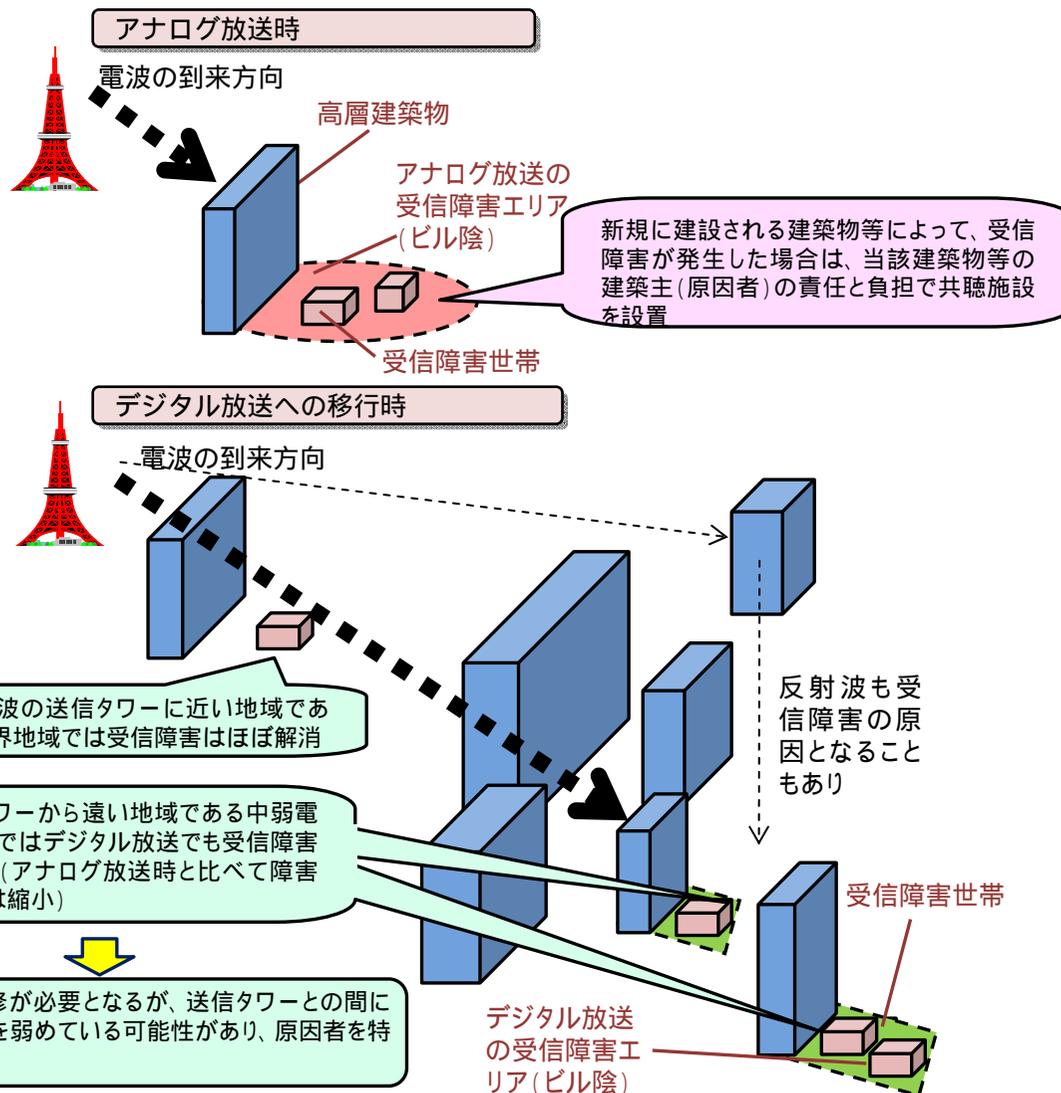
補助率 : 1/2

(2) 受信調査費・事務費

事業主体 : 民間法人等

補助率 : 10/10

2 平成21年度予定額 53.9億円



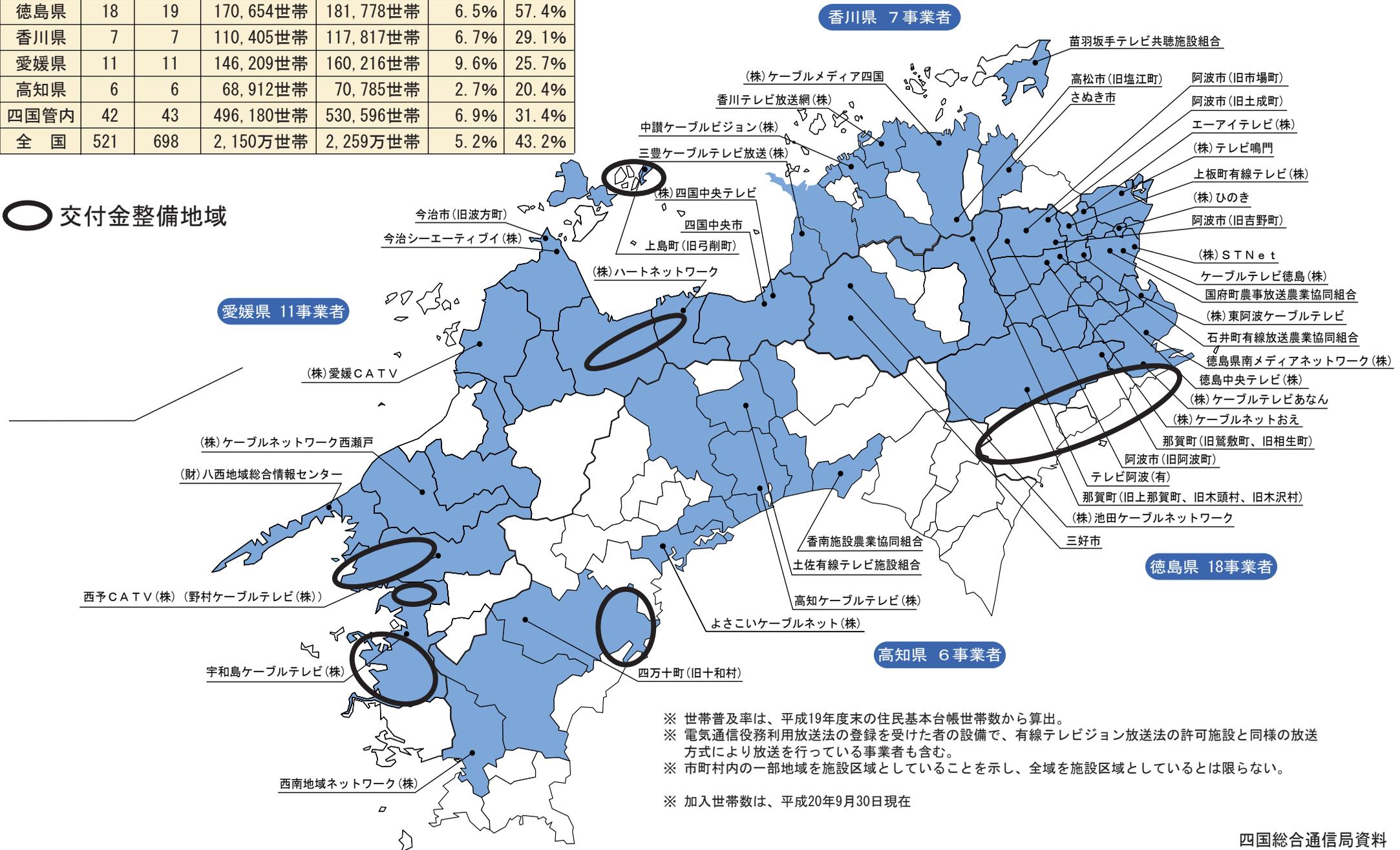
このため、共聴施設のデジタル化改修が必要となるが、送信タワーとの間に既に建っている多数の建築物が電波を弱めている可能性があり、原因者を特定することは困難。

地域情報通信基盤整備推進交付金を活用した地上デジタル放送の普及推進状況

平成20年度交付金を活用し9市町が施設を整備中。

区別	事業者数	許可施設数	加入世帯数 (H19.9.30)	加入世帯数 (H20.9.30)	加入世帯数の 伸び率	世帯普及率
徳島県	18	19	170,654世帯	181,778世帯	6.5%	57.4%
香川県	7	7	110,405世帯	117,817世帯	6.7%	29.1%
愛媛県	11	11	146,209世帯	160,216世帯	9.6%	25.7%
高知県	6	6	68,912世帯	70,785世帯	2.7%	20.4%
四国管内	42	43	496,180世帯	530,596世帯	6.9%	31.4%
全国	521	698	2,150万世帯	2,259万世帯	5.2%	43.2%

○ 交付金整備地域

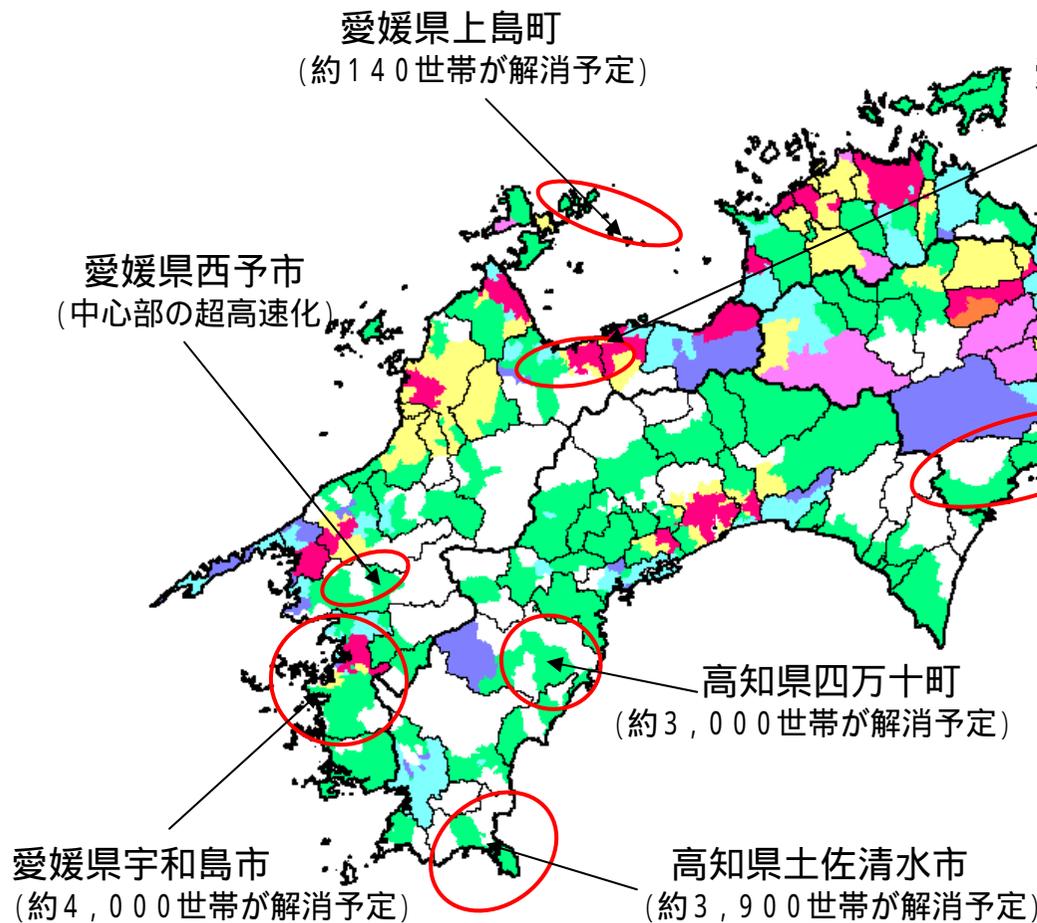


※ 世帯普及率は、平成19年度末の住民基本台帳世帯数から算出。
 ※ 電気通信役務利用放送法の登録を受けた者の設備で、有線テレビジョン放送法の許可施設と同様の放送方式により放送を行っている事業者も含む。
 ※ 市町村内の一部地域を施設区域としていることを示し、全域を施設区域としているとは限らない。

※ 加入世帯数は、平成20年9月30日現在

ブロードバンド未整備地域の整備促進 ～ 四国管内の整備状況～

平成20年度総務省地域情報通信基盤整備推進交付金を活用し、10市町が整備中。



ブロードバンド未整備世帯数と未整備率の推移

	平成20年3月末		平成20年9月末	
	未整備世帯数	未整備率	未整備世帯数	未整備率
徳島県	1.1万世帯	3.5%	0.8万世帯	2.5%
香川県	0.8万世帯	2.0%	0.6万世帯	1.5%
愛媛県	3.4万世帯	5.5%	3.1万世帯	5.0%
高知県	3.3万世帯	9.6%	3.2万世帯	9.4%
四国	8.8万世帯	5.1%	7.7万世帯	4.6%
全国	88万世帯	1.7%	73万世帯	1.4%

1 市町村の行政区は平成20年4月1日現在である。
 2 全国ブロードバンドマップは、ブロードバンドサービス（FTTH、ADSL、ケーブルインターネット等）について、事業者情報等から、原則町丁目単位で利用可能な有無を区分し地図上に色塗りしており、色塗りの全域で必ずしもサービス提供されているとは限らない。

ブロードバンド未整備地域の整備促進 ～ 具体的な取組～

全国的に整備が遅れている四国管内のブロードバンド未整備地域について関係団体とともに整備に向けたロードマップの具体化を図り整備を推進

四国ブロードバンド整備推進連絡会

平成18年10月19日設置

【目的】

連絡会は、2010年度までに四国全域におけるブロードバンド環境を実現するため、ブロードバンド未整備地域の実情に応じた整備方策について協議する

会長：情報通信部長 副会長：無線通信部長

構成：四国総合通信局、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、電気通信事業者、日本ケーブルテレビ連盟四国支部

事務局：四国総合通信局電気通信事業課

全国レベルの推進体制が示す方向性を踏まえ、四国におけるブロードバンド環境の整備に向けた次に掲げる事項について取り組むこととする。

四国管内におけるブロードバンド整備状況・整備計画の把握。

ブロードバンド整備のロードマップ及び四国の実情に応じた整備方策の検討。

平成20年度の取組例：

平成20年7月14日に「ブロードバンド整備に関する講演会」を高知市内で開催。約90名が参加し、デジタル・ディバイド解消戦略やAPPLICによる最近の取組について理解を深めた。

1. 「総務省におけるデジタル・ディバイド解消に向けた取組」

総務省 総合通信基盤局 事業政策課 課長補佐 中村 伸之 氏

2. 「最近のAPPLICの取組と条件不利地域における整備の方向性」

早稲田大学大学院 国際情報通信研究科 教授 三友 仁志 氏

(APPLIC 情報通信インフラ委員会

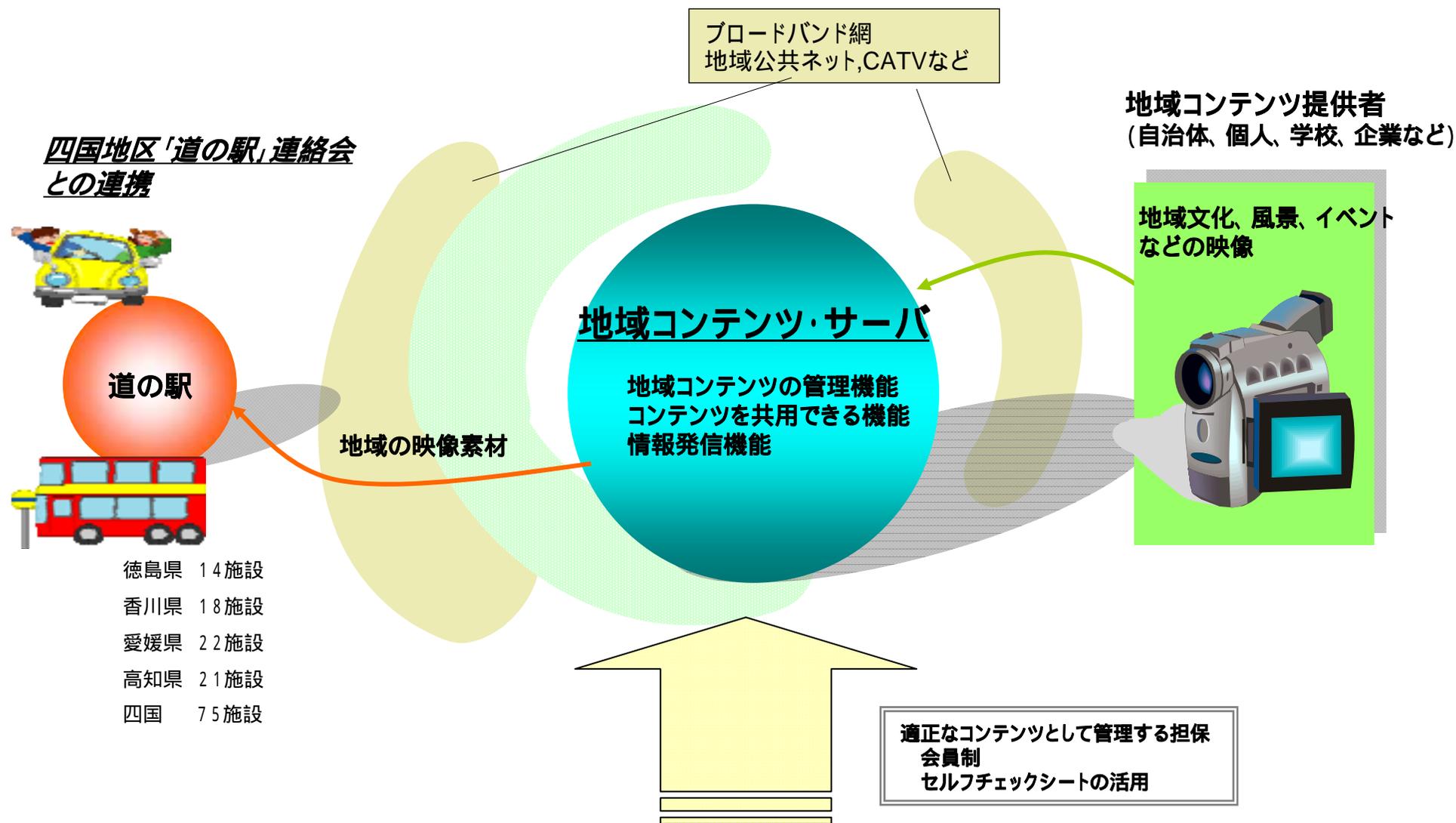
ブロードバンド全国整備促進WG主査)

総務省のデジタル・ディバイド解消戦略に基づき、四国ブロードバンド整備推進連絡会及び各県部会による地方公共団体及び電気通信事業者等との連携、デジタル・ディバイド解消グループによる局内の連携により、ロードマップに沿って未整備地域の整備を推進。

未整備地域が多く残る愛媛県、高知県の自治体を重点に当該市町村に赴くなどにより整備策の助言を行うなどの働きかけを実施。



地域コンテンツの利活用に関する構築モデルのイメージ



地域コンテンツ利活用のためルール

平成20年度に作成した「地域コンテンツの利活用に関するガイドライン」を活用する。

総務省 電波利用 電子申請・届出システム

～電子申請をすると、こんなに便利でお得!～

総務省 電波利用 電子申請・届出システムで、電波利用に関する**無線局の免許申請、無線局再免許申請等**の手続きについて電子申請（インターネットによる申請・届出等）が可能です。

詳細は、総務省 電波利用 電子申請・届出システムホームページをご覧ください。

<http://www.denpa.soumu.go.jp>



トピックス

電子申請を行う際の手数料は、書面による申請よりも約3割お得です。
アマチュア局は、電子証明書やICカードリーダーがなくても発行されるユーザID・パスワードで電子申請ができます。

《電子申請の特徴》

申請書類の窓口への持参・郵送の必要がなく、
自宅・オフィス等から原則**24時間・365日**
電子申請を行うことが可能です。

(ただし、メンテナンス等により、システムを停止する場合があります。)



オンラインで受け付けた申請情報について、
その後の総務省における処理の進行状況を
リアルタイムで確認することが可能です。



手数料を要する電子申請を行った場合、その納付は、**インターネットバンキング**や**ATM**を利用する電子納付となります。

(ただし、電子納付に対応していない金融機関もありますので、詳細については各金融機関にお問い合わせいただくか、または、ページのホームページをご参照ください。)

http://www.pay-easy.jp/payeasy_facilities/financial.htm

各手続きは**代理人**による申請が可能です。



申請情報等は、**電子署名**により改ざんやなりすましが防止されます。また、通信中の情報は**暗号化**することにより第三者の盗聴を防止します。

電子申請を行う場合は、次の4点について準備が必要です。

- 電子証明書の取得**
- ICカードリーダライタの準備**
- パソコンのセットアップ**
- ユーザ登録、ID・パスワード確認**



準備の方法は、総務省 電波利用 電子申請・届出システムホームページの「電子申請の準備」をご覧ください。

<http://www.denpa.soumu.go.jp/public/prep/index.html>

《電子申請の特徴》

総務省 電波利用 電子申請・届出システムについて、ご不明な点がございましたら、ヘルプデスクまでご連絡ください。

【ヘルプデスク】

電話番号 0120-850-221

月曜日から金曜日（祝日及び12/29～1/3を除く）8:30～17:00

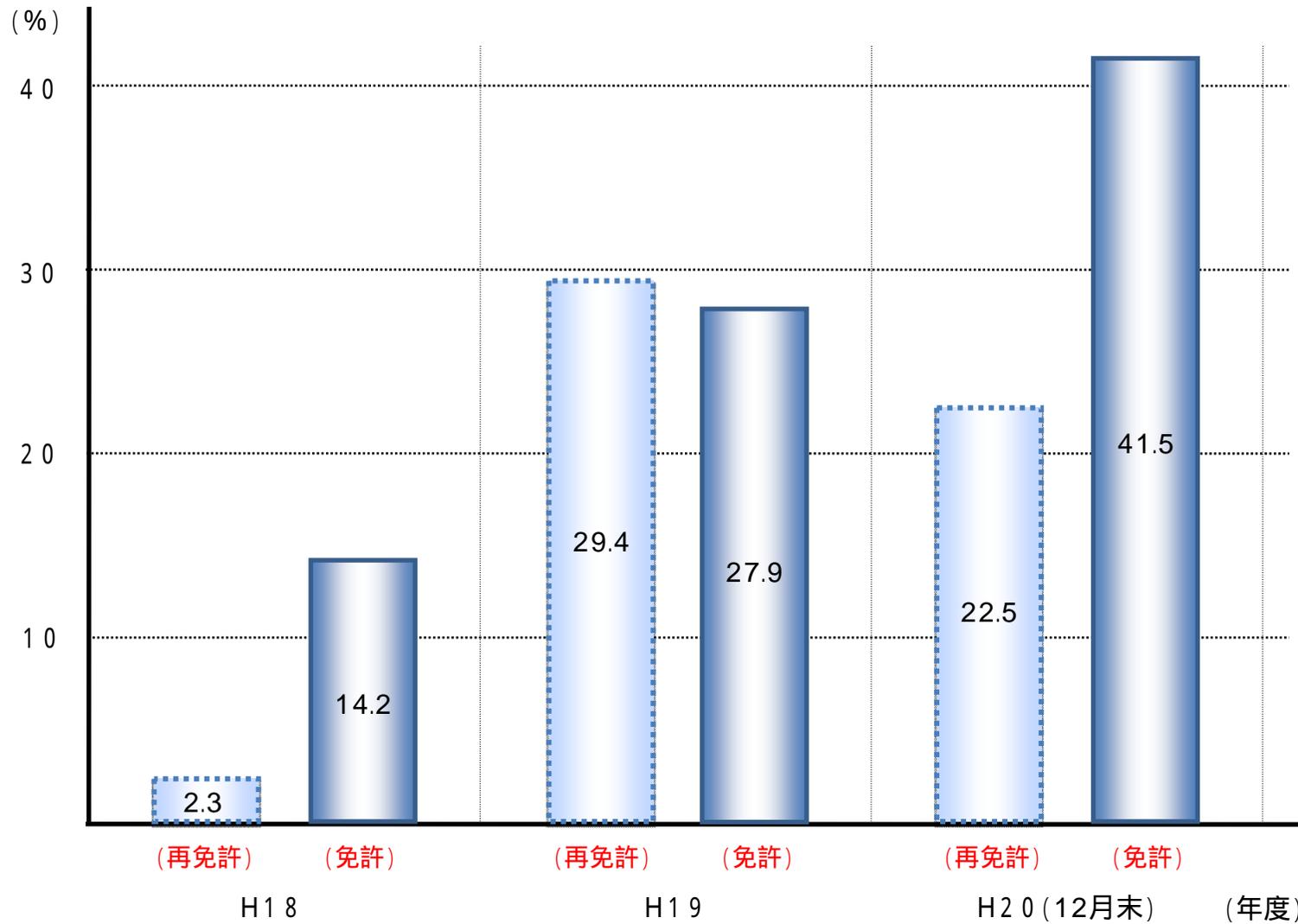
業務内容 総務省 電波利用 電子申請・届出システムのサイト内の記載内容、操作方法及び運営に関する質問

申請・届出手続については四国総合通信局の担当窓口にお問い合わせください。
四国総合通信局ホームページ：<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/>



電子申請の普及推移(四国)

四国総合通信局



安心・安全な生活環境の確保

- 四国電気通信消費者支援連絡会（仮称）を設置 -

ICTの急速な技術革新や規則改革による競争の進展等により、多様な電気通信サービスが国民各層に広く普及・浸透する一方で、サービスの内容が高度化・複雑化したことによる契約時のトラブルが増加している。

このような状況の中、消費者の利益の確保、電気通信事業に対する信頼の確保に向けて、電気通信サービスにおける消費者支援の在り方についての継続的な意見交換を行うことにより関係者の連携を図るため、四国電気通信消費者支援連絡会(仮称)を設置する。

【背景】

総務省が、電気通信分野における市場環境や利用環境の変化に対応した利用者利益の確保・向上に向けた基本的なルールの在り方及び具体的施策の検討を行うため、平成20年4月から開催した「電気通信サービス利用者懇談会」（座長：新美 育文 明治大学法学部教授）の報告書（平成21年2月）において、次の提言がなされた。

電気通信消費者支援連絡会地方版の開催について

総務省は、各地方局において行政、消費者センター、電気通信事業者等の関係者による定期的な情報・意見交換の場の設置を検討し、各地方ごとに連携体制を構築すること。

消費生活センターとの連携強化

総務省は、現在の相談窓口（電気通信消費者相談センター）について、相談の二次窓口としての役割や、消費生活センター等への情報提供等の役割の強化を検討すること。

[概要]

開催時期 年2回を予定（9月、3月）

構成員 四国総合通信局、四国4県消費生活センター(四国4県等)、電気通信事業者、日本ケーブルテレビ連盟四国支部

検討事項

- ・電気通信事業分野における主な消費者問題の状況
- ・制度整備等の行政による対応策
- ・電気通信事業者・代理店等による対応策
- ・関係機関・団体の連携のあり方
- ・消費者保護を業務とする関係機関との連携も含めた苦情処理・相談体制の在り方
- ・その他

事務局 四国総合通信局電気通信事業課

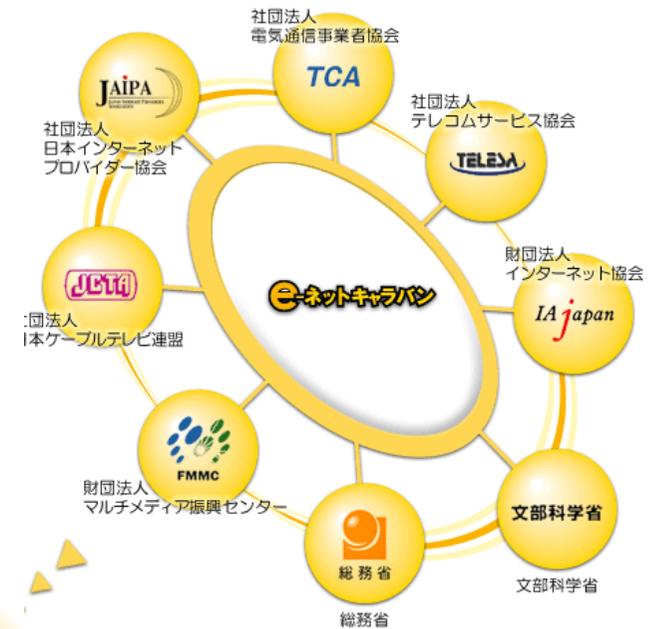
児童・生徒の安心・安全の確保

- e-ネットキャラバンの推進 -

e-ネットキャラバンの取組を推進し、保護者及び教職員等にインターネットの安心・安全利用に関するガイダンスを行い、インターネット利用における児童・生徒の安心・安全を確保

e-ネットキャラバン

e-ネットキャラバンは、通信業界の企業の社会貢献活動として取り組まれている「e-ネット安心講座 通信業界キャラバン」
 私たちの日常生活やビジネスに欠かせない大変便利なコミュニケーションツールであるインターネット、携帯電話を利用するに当たり、ウィルス、迷惑メール、個人情報漏洩、架空請求詐欺等のトラブルが多発しており、近年、子どもたちが容易に携帯電話やインターネットに触れる環境が整ってきていることから、児童・生徒を保護・教育する立場にある保護者及び教職員向けにインターネットの安心・安全利用に関するガイダンスを実施するものです。



平成20年度 実施講座数遣数 (四国)	47回
受講数 (四国)	約9200人

「e-ネットキャラバン」の周知を行い講座開設の協力要請
 「e-ネットキャラバン」の講師の養成
 講座への講師派遣



小型船舶救急連絡システム

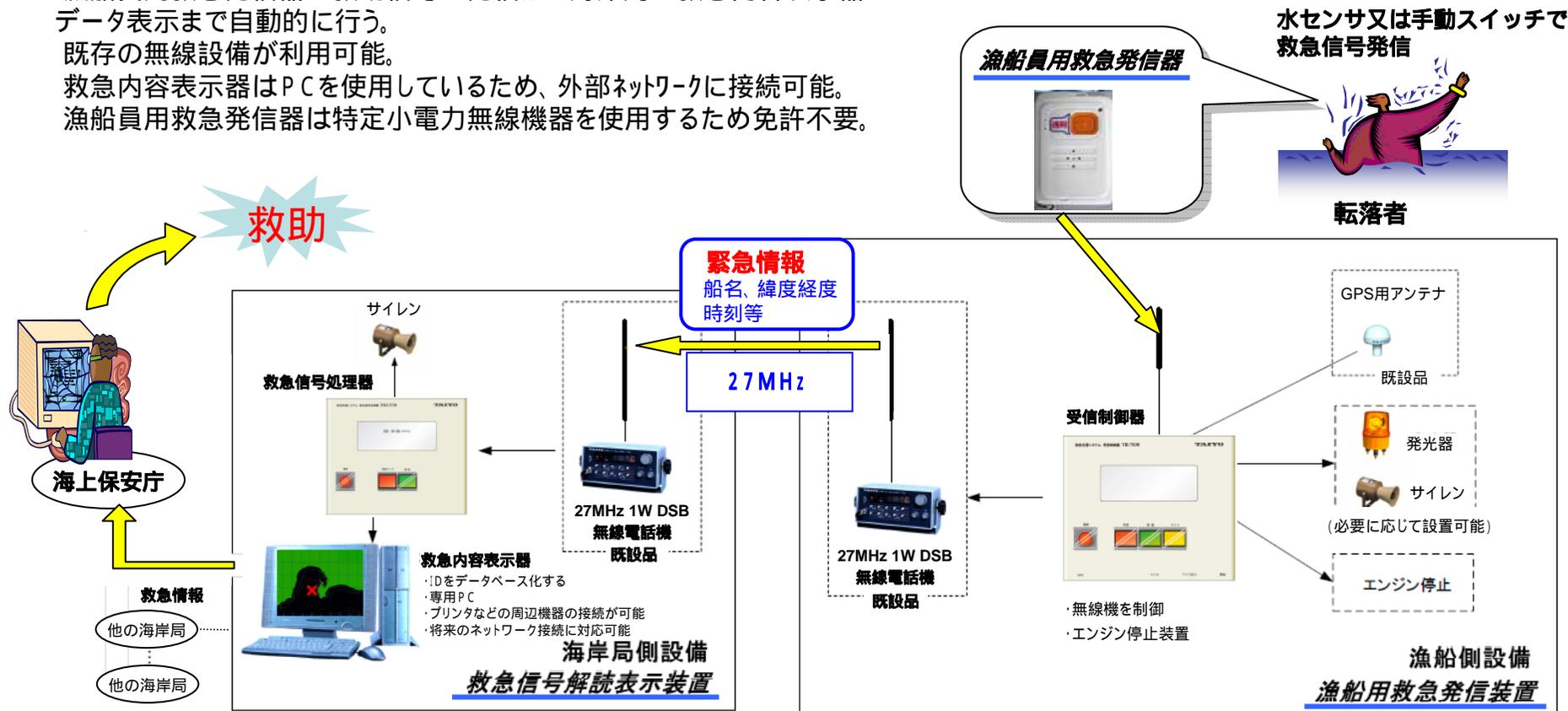
小型船舶救急連絡システムは、既存の通信設備を用いて、小型漁船からの転落時の場合など、身につけた小型の発信器から船舶局を介し、自動的に海岸局へ緊急の事態を知らせるシステム。

運用動作

漁船員が海中に転落した際、携帯する漁船員用救急発信器から救急信号を自動的に発信。
 漁船の受信制御器が救急信号を受信すると、漁船の無線電話機を通じて位置情報、船舶IDなどの情報を海岸局へ送信。
 海岸局では救急情報を受信すると、救急内容表示器に船名、位置等の情報を画面に表示し、サイレンの鳴動を行う。

メリット

漁船員用救急発信器の救助信号の発信から海岸局の救急内容表示器のデータ表示まで自動的に行う。
 既存の無線設備が利用可能。
 救急内容表示器はPCを使用しているため、外部ネットワークに接続可能。
 漁船員用救急発信器は特定小電力無線機器を使用するため免許不要。



非常災害対応のための関係機関の重要通信網の現状

4(3)災害時等における通信体制の整備関係資料

